

旧与謝小学校利活用事業

民間提案制度 事業者募集要項



令和7年10月

与謝野町

目次

1	趣旨及び制度概要.....	1
2	事業実施までの流れ.....	1
3	施設概要.....	4
4	施設活用方針及び貸付条件.....	12
5	応募条件.....	16
6	応募スケジュール.....	17
7	施設見学.....	18
8	質問の受付及び回答.....	18
9	応募.....	19
10	事前相談・現地調査.....	19
11	提案の受付.....	20
12	提案の審査.....	21
13	審査基準及び判断基準.....	22
14	基本協定の締結・詳細協議.....	23
15	契約手続.....	24
16	問合せ先.....	24

1 趣旨及び制度概要

(1) 趣旨

旧与謝小学校は、地域の学びの場及び地域コミュニティの中心拠点として親しまれてきましたが、児童数の減少に伴い、令和2年に与謝野町立加悦小学校に統合したことにより、閉校となりました。

旧与謝小学校のある与謝野町の南部は、東側には大江山連峰を望むことができ、周辺は自然豊かな農村風景が広がり、四季折々の自然とそこではぐくまれた地域文化を随所に感じることができる地域です。

本町では、地域の特性を生かした地域活性化、地域の賑わい創出又は災害時の支援等地域貢献が図られ、民間のノウハウを生かし、周辺環境と調和する施設の利活用について民間事業者の提案を民間提案制度により募集します。

なお、旧与謝小学校を活用して事業を行うもの（以下「活用事業者」という。）の選定に当たっては、民間提案制度により企画提案書等を総合的に審査してうえで、優先して契約の交渉をする者（以下「優先交渉権者」という。）を決定することとします。

(2) 民間提案制度概要

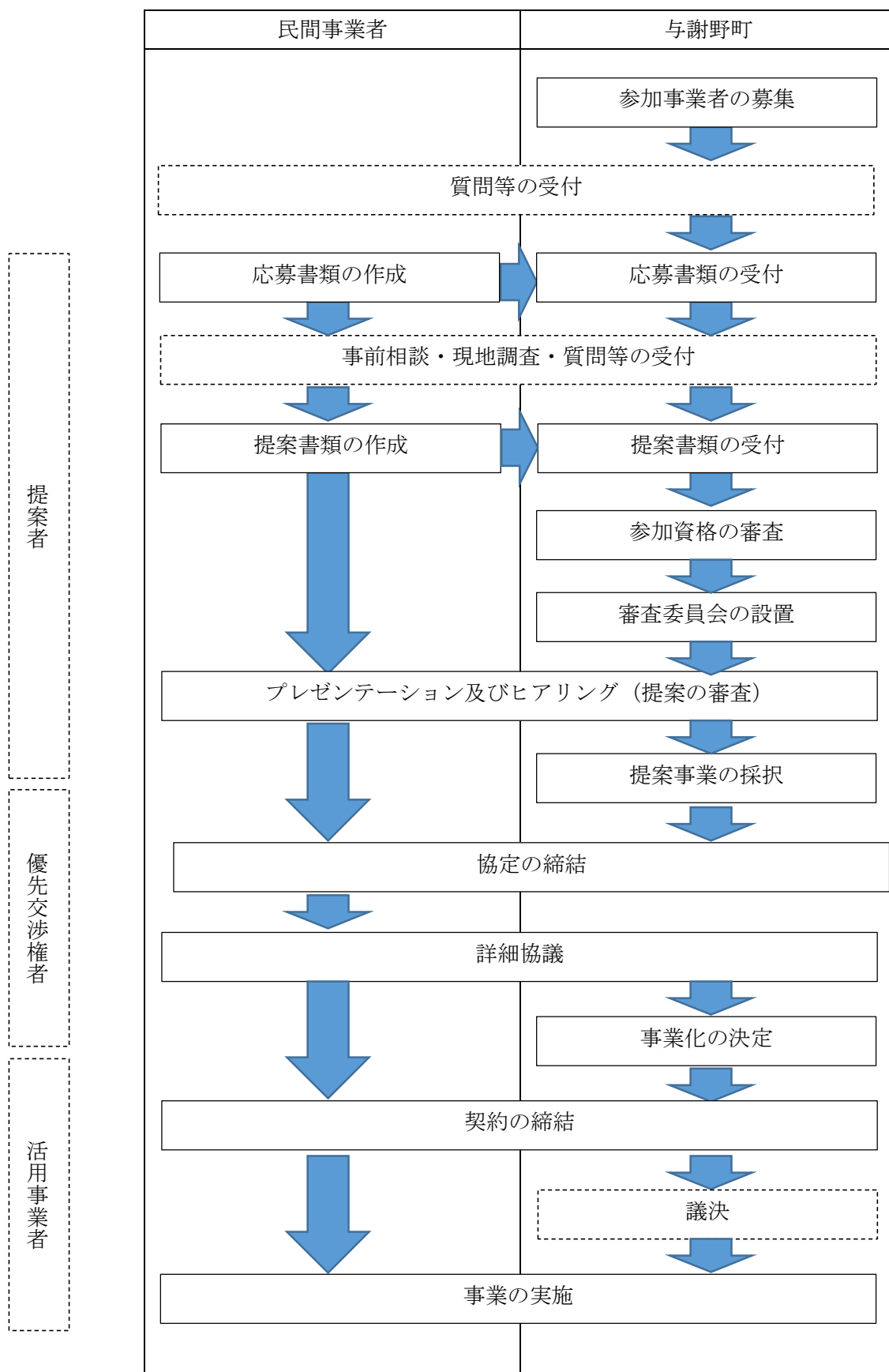
民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）は、産官学民共創で課題解決を図る取り組みの一環として、本町が提案受付期間と提案対象施設を公表したうえで、民間事業者のアイデアやノウハウを生かした公共施設等利活用に関する提案を募集し、地域活性化や地域課題の解決等地域に貢献でき、本町の行政運営に資する提案を審査・選定し、提案者と協議を重ねたうえで、事業化を図るものです。

この制度の特徴は、民間事業者の提案内容は知的財産としてとらえ、その情報を保護するとともに、本町との協議を経て事業化について合意に至った場合は、提案を行った民間事業者と随意契約を締結することです。

ただし、解除条件付の制度であり、民間事業者との協議により事業化について合意に至った場合においても、議会での協議や地元との調整等、本町を取り巻く環境・状況の変化等により事業が実施できなくなった場合には、提案内容は具体化されません。

2 事業実施までの流れ

本制度における事業実施までの流れは、次ページのフロー図のとおりです。



(1) 参加事業者の募集・応募書類の受付

募集要項を公表し、参加事業者を募集し、応募書類を受け付けます。

(2) 事前相談・現地調査・質問の受付

提案の受付の前に、民間事業者の希望に応じて質問、事前相談、現地調査を受け付けます。なお、事前相談の有無は審査に影響しないものとします。

(3) 提案の受付

応募書類受付後、事業者からの提案の受付を行います。

受け付けた提案書類を基に参加資格を審査し、有効な提案をした民間事業者にプレゼンテーションの実施について案内します。

(4) 提案の審査（優先交渉権者の決定）

有効な提案をした民間事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、「旧与謝小学校利活用事業民間提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、審査し事業化が見込まれる提案をした民間事業者を優先交渉権者とします。

審査委員会は、原則として副町長及び課長級で構成することとし、必要に応じて外部委員を含めることとします。

(5) 優先交渉権者との協定締結と詳細協議

町と優先交渉権者で提案事業の実施に向けた協定を締結し、事業の実施に向けた詳細内容の協議を行います。

(6) 契約の締結

協定に基づき詳細協議を行った結果、町と優先交渉権者の双方で事業化について合意に至った場合は、活用事業の実施のための随意契約を締結します。なお、契約の内容によっては地方自治法第96条第1項第6号（※1）に基づく議会の承認が必要となるため、仮契約を締結し与謝野町議会の議決を経た後、本契約となります。

(7) 事業の実施

優先交渉権者は契約者となり、活用事業者として提案事業を実施します。実施事業期間は、10年間とします。

※1 地方自治法第96条

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

～1から5号省略～

6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

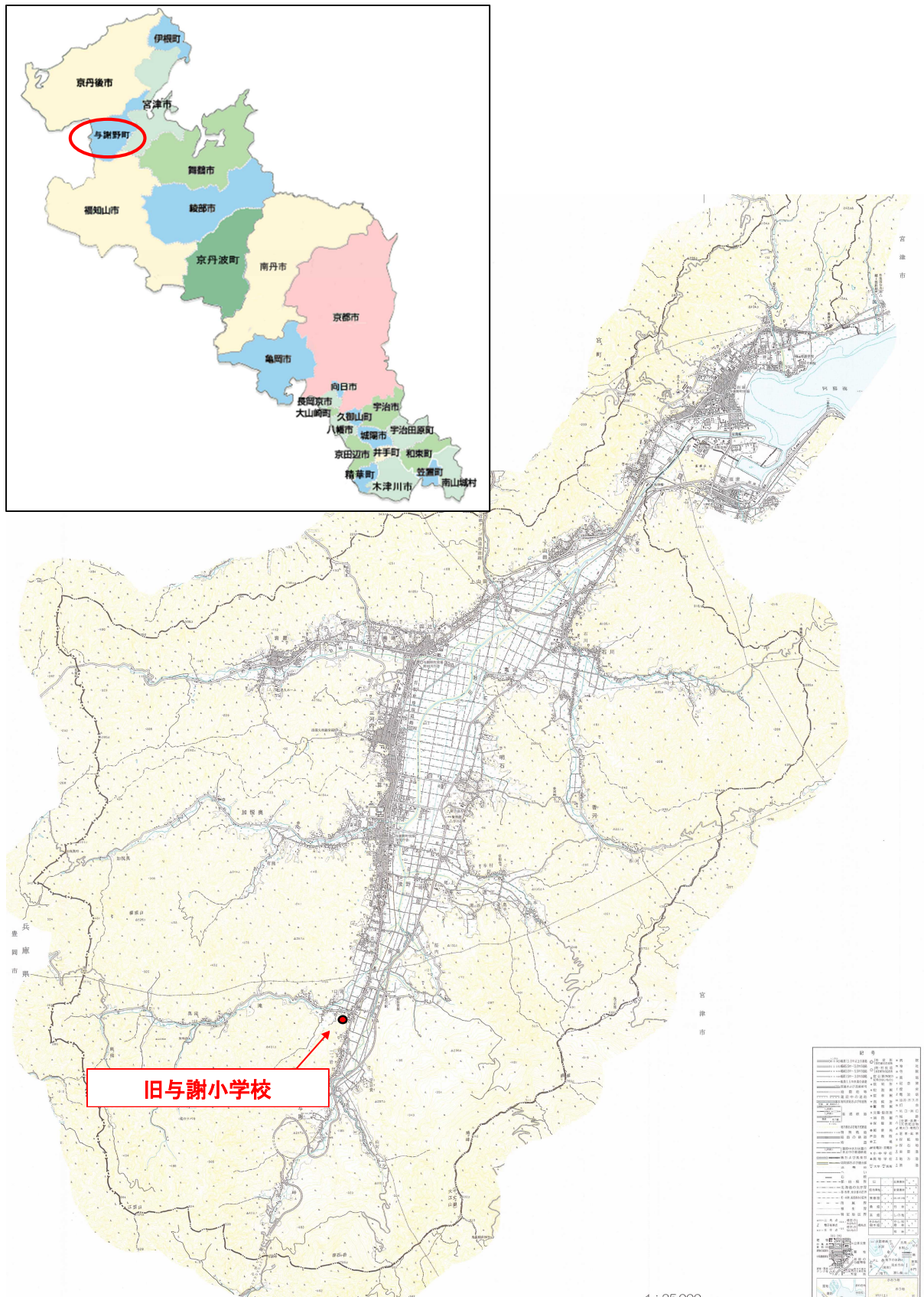
3 施設概要

(1) 対象施設の概要

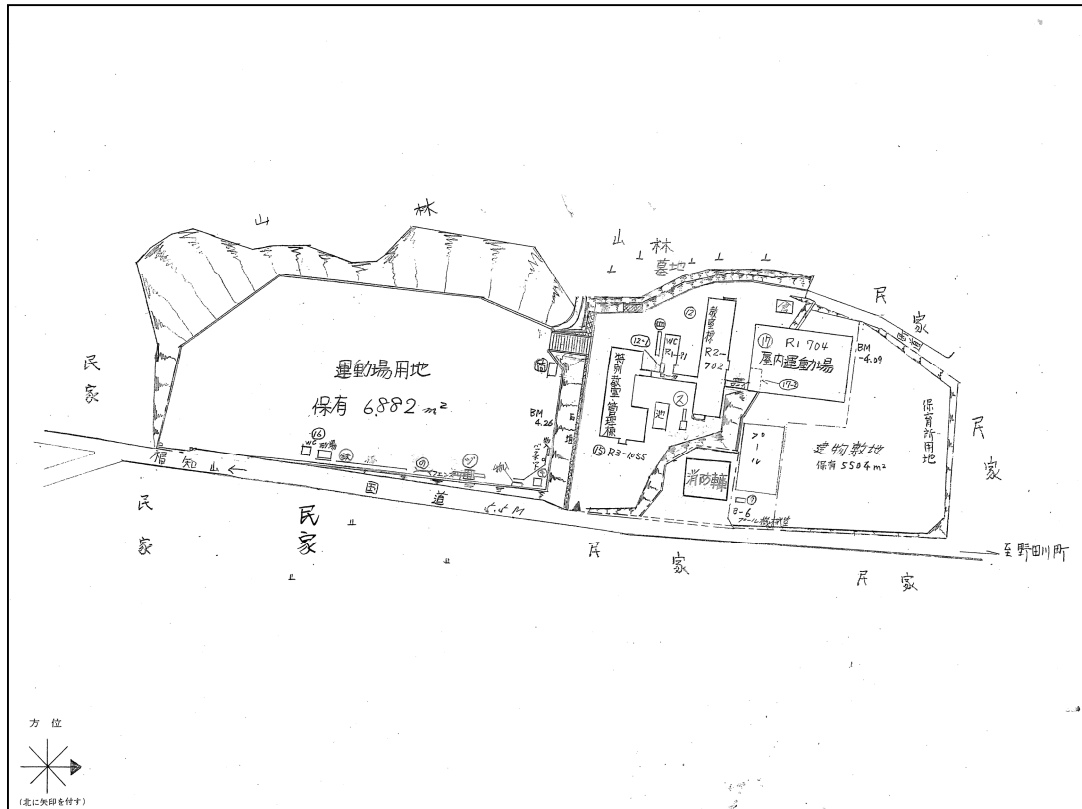
施設名称	旧与謝小学校
所在地	京都府与謝郡与謝野町字滝 468 番地
既存建物等	①特別教室・管理棟：RC 造 3 階建 1,055 m ² 昭和 58 年築 ②教室棟：RC 造 2 階建 793 m ² 昭和 49 年築 ③屋内運動場：RC 造 1 階建 704 m ² 平成 7 年築 ④プール機械室：6 m ² ⑤グラウンドトイレ：9 m ² ※自転車置場、体育館横倉庫、グラウンド倉庫あり
敷地面積	全体面積 12,600 m ² 【内訳】グラウンド面積：7,670 m ² グラウンド以外の敷地面積（建物敷地）：4,930 m ²
都市計画区域	都市計画区域外
用途地域	指定なし
容積率/建蔽率	指定なし
防火地域	指定なし
建築造成等に関する制限	建築基準法第 56 条第 1 項による道路斜線制限：指定なし 建築基準法第 56 条第 2 項による隣地斜線制限：指定なし 建築基準法第 56 条の 2 による日影規制：指定なし
都市計画事業	該当なし
都市計画施設	該当なし
地区計画	該当なし
その他の区域、地域	該当なし
上下水道等	上水道及び下水道：与謝野町上下水道課
土砂災害警戒区域等	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域一部該当あり
アクセス	京都縦貫自動車道 与謝天橋立 IC から自動車で約 16 分(約 10.2 km) 京都丹後鉄道 与謝野駅から自動車で約 15 分(約 9.3 km)
土壌汚染	未実施 以前に工場等が立地していた経緯はなし
文化財包蔵地	該当なし
登記	建物は未登記で、今後も登記を行う予定なし
避難所	体育館：風水害・地震災害時避難所

	グラウンド：地震災害時避難地 応急仮設住宅建設予定地 災害廃棄物仮置場候補地
耐震基準	①特別教室・管理棟：新耐震 ②教室棟：耐震診断の結果耐震補強不要（IS 値 0.93※H15 診断） ③屋内運動場：新耐震
アスベスト	飛散性のアスベストなし ※調査未実施
施設利用状況	①特別教室・管理棟：自治会避難所として 1 室を使用 ②体育館：社会教育施設として地域住民利用あり ③グラウンド：社会教育施設として地域住民利用あり ※特別教室・管理棟の 1 室については、活用事業者決定後においても引き続き自治会避難所としての使用する意向です。 ※体育館、グラウンドについては、優先交渉権者決定後、社会教育施設から外すこととしています。
特記事項	・既存建物等については、いずれも建築後相当の期間を経過していることや、閉校後使用を中止していたこともあり、施設運営開始後に老朽化に伴う不具合が生じる可能性があります。 ・建物・土地全体を一体的に活用又は管理していただくこととなることを十分にご理解の上で活用事業を提案してください。

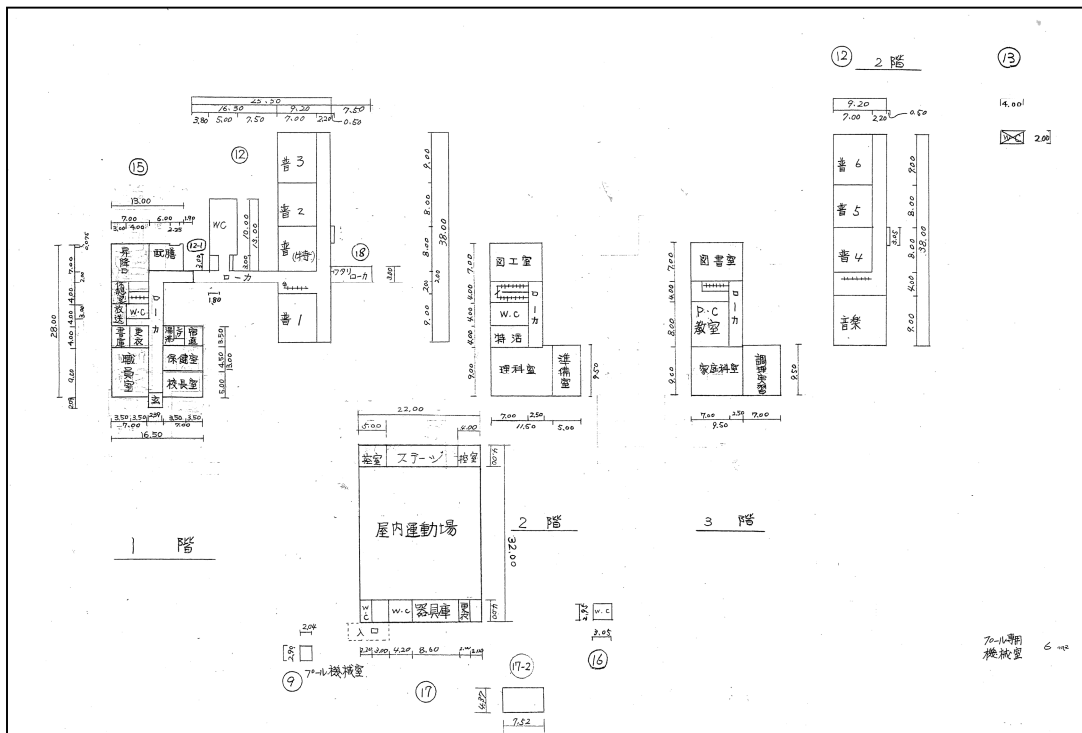
(2) 施設位置図



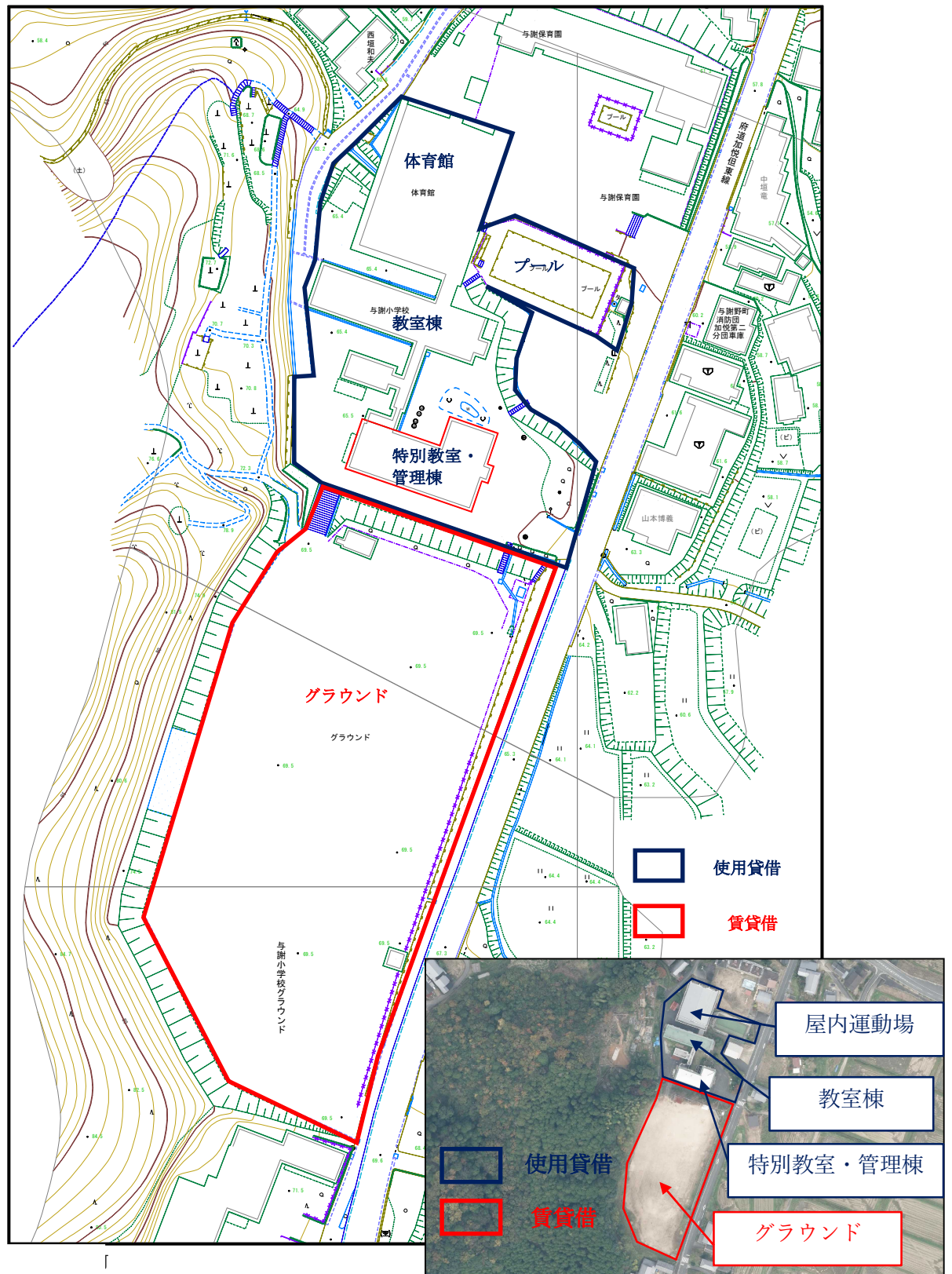
(3) 施設配置図



(4) 施設平面図



(5) 貸付範囲説明図



(6) 施設写真

	
全景	グラウンド
	
特別教室・管理棟外観	特別教室・管理棟内観
	
特別教室・管理棟内観	特別教室・管理棟内観
	
教室棟外観・自転車置場	教室棟内観

	
教室棟内観	教室棟内観
	
体育館外観・体育館横倉庫	体育館内観
	
グラウンド遊具	グラウンド倉庫
	
プール	プール機械室

(7) 主な設備

分類	設置状況・規格等	動作確認	備考
電気設備	高圧電力・低圧電力	一部不良	※絶縁抵抗が体育館分電盤内回路（低圧回路）で規定値以下、管理棟内分電盤内に絶縁不良回路あり、キュービクル箱体他設備老朽化あり
上水道	使用中	良好	
下水道	接続済	良好	※プールについては下水接続なし
ガス	個別プロパン	撤去済	
消防設備	消火器 有 自動火災報知設備 有 誘導灯及び誘導標式 有 防排煙制御設備 有	不明	※体育館に設置の消火器4基、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標式は不良箇所なし ※校舎の消防設備点検は令和元年以降未実施
通信設備	電話回線 FAX 回線 TV 回線	解約済	
機械警備		解約済	

※令和2年3月以降、校舎全体の使用実績はありません。

※各設備は、老朽化により現状のまま使用できない可能性がありますので、関係法令に基づき事業者の責任により、再利用・改修・新設等を行ってください。

(8) 維持管理費用

分類	維持経費（千円）		備考
	閉校前（R1 実績）	閉校後（R6 実績）	
燃料費	336		閉校後なし
電気料金	1,031	549	
水道料金	388	94	
ガス料金	71		閉校後撤去済
電話料金	240		閉校後解約済
火災保険料	97	109	
消防設備点検	14	26	
電気工作物点検	144	145	
機械警備委託料	184		閉校後解約済
草刈・剪定・清掃業務	50	255	
修繕料	8	13	

4 施設活用方針及び貸付条件

貸付条件の詳細は、審査委員会による優先交渉権者の選定後に、町と優先交渉権者が協議の上決定します。

なお、基本的な町の考え方は以下のとおりです。

(1) 施設活用方針

- ① 事業者が立案し、自らの資金により事業運営を行う提案であること。
- ② 地域の特性を生かした地域活性化、地域の賑わい創出又は災害時の支援等地域貢献が図られ、民間のノウハウを生かし、周辺環境と調和した事業を行うこと。
- ③ 対象施設すべてを維持管理する計画であること。ただし、将来的に対象施設すべてを維持管理する計画を示したうえで、当面の間、グラウンドのみ又は建物及び建物敷地（グラウンド以外の敷地）のみを維持管理する計画については可能とします。（建物1棟のみ、教室1室のみ又は体育館のみを維持管理する計画は不可とします。）
- ④ 町の財政支出又は維持管理経費の増加等を伴わないもの。ただし、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等の補助金を有利に利用するもので、町の将来的な財政支出が抑制され施設の改善等が図られる提案については、町の財政支出を排除するものではありません。
- ⑤ 施設を整備することに際して遵守すべき法令を遵守すること。優先交渉権者として選定された後、必要に応じて、着工前に地域説明会を行い、周辺自治会の同意を得ることができる計画とすること。
- ⑥ 敷地内のみならず、周辺地域に対する交通安全対策及び環境対策が十分確保された計画であること。
- ⑦ 施設の適切な管理と円滑な事業運営を図ること。

(2) 契約内容

分類	契約内容	最低年額賃料	備考
グラウンド	土地賃貸借契約 (有償貸付)	2,219,084 円	
建物及び建物敷地 (グラウンド以外の敷地)	不動産使用貸借契約 (無償貸付)	—	

※なお、建物及び建物敷地の不動産使用貸借契約については、与謝野町財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例（平成18年3月1日条例第62号）に該当する場合を除き、地方自治法第96条の規定により、契約する前に町議会での可決が必要となります。

(3) 契約期間

契約開始から10年間。

ただし、建物の状況等を確認したうえで必要に応じて契約更新等を行うことができることとします。

(4) 貸付料

- ① グラウンドの賃貸借については、「(2) 契約内容」の項目に記載の最低年額賃料以上で応募者が提案した金額を、年度ごとに支払うこと。
- ② 関連法令等の改正又は経済情勢の変化その他正当な理由により貸付料が不相当になったときは、双方協議のうえ、これを適正な価格に改訂することがあります。

(5) 契約保証金

- ① 契約保証金として、貸付料として応募者が提案した金額に相当する金額を支払うこと。
- ② 契約保証金は、本契約が終了し、貸付物件を明け渡し、保証金返還請求書を提出いただいた場合、速やかに返還します。
- ③ 契約保証金の返還にあたっては、利息を付しません。

(6) 用途に関する条件

- ① 「(1) 施設活用方針」に従い活用事業者が提案した用途に供することとします。
- ② 次の用途に使用し、又は使用させることはできません。

ア 政治的又は宗教的用途

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途

ウ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者の利する用途

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用途

オ 著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

カ その他公序良俗に反する用途

(7) 費用負担の条件

①活用事業者の負担とするもの

ア 貸付料

イ 契約保証金

ウ 次に掲げる費用をはじめ貸借物件を使用又は維持管理するために必要な費用

a 貸借物件の電気料金、水道料金及びガス料金

b 貸借物件の清掃費用、草刈等の維持管理費用及び廃棄物処理費用

c 貸借物件の設備・工作物等の法定点検費用

d その他乙の貸借物件の使用に関連して生ずる費用

エ 貸借物件の現状の変更に要する費用（電気、ガス、上下水道、通信等活用に必要なインフラ設備の負担を含む。）一切。

オ 貸借物件内の躯体を除く改修工事、設備の改修、天井・壁・床の塗装替え・張り

替え等の修繕、日常の使用により発生する小修繕、その他使用により必要となった修繕に係る費用

カ 契約の締結及び履行に関して必要な費用

キ 貸借物件の現状の変更に伴う用途変更や開発審査に係る費用及び関係法令に適合させるために必要な各届出に係る費用

②町との協議により費用負担を決定するもの

ア 貸借物件の躯体の維持保全に必要な修繕・変更・改造工事に係る費用

(8) その他貸付条件

① 引き渡しは現状有姿とします。

② 活用事業者は、契約締結後、貸借物件について、種類、性質又は数量に関して、契約内容の不適合がある場合であっても、履行の追完、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

③ 活用事業者は、貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ設計図・施工図を添えて町に書面により申し出て、町の書面による承諾を得ることとします。

④ 活用事業者は、貸借物件の一部又は全部が滅失し、若しくは毀損したときは、直ちにその状況を町に報告し、活用事業者の責に帰すべき事由による場合は、町の指示に従い活用事業者の負担において、原状回復しなければなりません。

⑤ 活用事業者は、貸借物件上の土地の工作物を定期的に点検し、全部又は一部が滅失又は毀損し、又はそのおそれがあるときは速やかに町にその旨を報告し、対応について町の指示に従うものとします。

⑥ 町は必要と認めるときは、あらかじめ活用事業者へ通知した上で、貸借物件の使用状況の実地調査を行うことができることとします。

⑦ 活用事業者は、町の事前の書面による承諾なしに次の行為をしてはなりません。

ア 貸借物件に係る権利の譲渡、転貸又は使用貸借すること

イ 契約に基づく権利の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供すること

ウ 貸借物件で行う事業のすべてを第三者に委託すること等により、貸借物件の一括転貸に類する行為をすること

エ 貸借物件の維持保全を害するおそれのある重量物、危険物の搬入及び第三者に迷惑を及ぼすこと

オ 町又は近隣に危険又は迷惑を及ぼす行為、その他貸借物件の良好な維持保全を害すること

カ 貸借物件上に新築した建物・構造物の所有権を移転すること

キ その他貸借物件の資産価値を低下させる恐れがあること

⑧ 活用事業者が指定用途、用途制限、禁止事項等の契約条項の義務に違反したとき、又は契約条項の義務に違反したことにより契約を解除した場合は、貸付料年額相当額の違約金を徴収することがあります。

- ⑨ 活用事業者は、契約の期間内であっても、町に対して6か月前に書面により予告することにより契約を解約することができます。
- ⑩ 活用事業者は、契約が終了したとき又は契約が解除されたときは、自己の費用をもって貸借物件を原状に回復したうえで、町が指定する期日までに貸借物件を町に明け渡すこととします。ただし、町が特に原状回復の必要がないと認めるときはこの限りではありません。
- ⑪ 活用事業者は、貸借物件の明渡しに際し、その事由・名目のいかんを問わず、貸借物件について投じた必要費・有益費の償還請求又は移転料・立退料・権利金等一切の請求をしないものとします。
- ⑫ 体育館及びグラウンドが、有事の際の避難所・避難地となっていることを考慮した計画としてください。なお、契約期間中において必要に応じて地域住民避難等への対応となる災害協定を町と締結することとします。

(9) 地域環境への配慮

- ① 敷地内の立木及び遊具については、地域住民にとって思い入れのあるものが存在するため、活用事業者は、活用事業の実施に当たり、伐採・移植・除去等を予定する場合には、事前に町と協議を行い、地域の理解を得ること。
- ② 活用事業者は、必要に応じて施設を運用するにあたり隣接する施設等への騒音、振動、臭気、公害等が発生することのないよう十分に配慮する内容の協定を町と締結すること。
- ③ グラウンドと町道加悦黒見山線との間の植栽ブロック他、貸付範囲内の植栽、工作物については活用事業者により適正に管理すること。

(10) 着工の時期等

- ① 活用事業者は、敷地内における建築等を行う場合、建築確認等の諸手続きを行う際等、事前に建築計画の概要を示す書類を町に提出したうえで、契約期間初日から6か月以内に着工すること。ただし、正当な理由により6か月以内に着工ができない場合は、予め町と協議し着工までの期間を決定すること。
- ② 定められた時期までに着工しない場合は、契約解除の上、年額賃料相当額の違約金を徴収します。

(11) 建築計画に関する条件

- ① 日影、風害、騒音、電波障害、交通安全対策等周辺環境への影響に十分配慮すること。
- ② 建築基準法、消防法、都市計画法等の関連法規を遵守すること。
- ③ 工事等に伴う騒音、振動、埃、交通安全対策等及び建築物を建設したことに起因する日影、風害、騒音、電波障害への対応等については、活用事業者が周辺住民等と調整し、自らの責任で解決するとともに、その費用についても負担すること。
- ④ 敷地内に建築した建物に関する所有権の移転はできないこととします。

5 応募条件

企画提案に参加しようとするもの（以下「応募者」という。）は、提案内容を実現する意思と能力（資格）を有する法人またはその他の団体であり、次に掲げる事項に該当していないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ①当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - ②法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 前記（3）に該当する者の依頼を受けて民間提案募集に参加しようとする者
- (5) 地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (6) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- (8) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者
- (9) 本要項の内容を承諾せず、遵守できない者
- (10) 公有財産の利活用について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (11) 住所地（居住地）又は所在地の市町村へ納付すべき税の滞納がある者

- (12) 与謝野町工事等契約に係る指名停止等措置要領に定める指名停止基準その他国等
契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
- (13) 前各号に掲げるもののほか町長が申込者として不適当と認めた者

6 応募スケジュール

(1) 募集要項等の配布

配布期間 令和7年10月23日（木）から令和8年2月6日（金）

配布場所 与謝野町役場総務課

※与謝野町ホームページからダウンロードできます。

(2) 募集及び選定スケジュール

募集から事業開始までのスケジュールは、以下のとおりとなります。

内容	期間
事業者募集要項の配布	令和7年10月23日（木）～ 令和8年2月6日（金）
施設見学	令和7年10月23日（木）～ 令和8年2月6日（金）随時
質問等の受付 （回答は、受付から14日以内に行う。）	令和7年10月23日（木）～ 令和8年1月20日（火）随時
応募書類の提出	令和7年10月23日（木）～ 令和8年2月6日（金）随時
事前相談・現地調査の実施	令和7年10月23日（木）～ 令和8年2月20日（金） ※希望者のみ応募書類受付後随時
提案書類の受付	令和7年10月23日（木）～ 令和8年3月6日（金） ※応募書類受付後随時
参加資格の審査・通知	令和8年3月上旬
提案の審査（プレゼンテーション及びヒアリング） ※優先交渉権者の決定	令和8年3月下旬
審査結果の公表・通知	令和8年4月上旬
基本協定の締結	優先交渉権者の決定通知後30日以内
詳細協議	基本協定の締結後最大で1年間
土地賃貸借契約及び不動産使用貸借仮契約の締結	詳細協議成立後速やかに

詳細協議結果の公表	契約後速やかに
与謝野町議会への提案	仮契約後に開催される与謝野町議会
契約期間の開始	与謝野町議会による提案可決後

上記スケジュールは、あくまで現時点における予定であり、状況等に応じて変更の可能性があります。

7 施設見学

令和7年10月23日（木）から令和8年2月6日（金）まで随時施設見学を受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除きます。

希望される場合は、以下の問い合わせ先まで電話またはメールにてご連絡ください。

○問い合わせ先

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

電話 0772-43-9010

E-mail zaisan@town.yosano.lg.jp

8 質問の受付及び回答

本要項（民間提案制度に関することや本町が提示する条件等）に関して質問がある場合は、民間提案募集に関する質問書（様式第5号）により、持参のほか、郵送、ファックス、電子メールで提出すること。なお、電話または直接の質疑は受け付けません。

（1）質問の受付期間

令和7年10月23日（木）から令和8年1月20日（火）

※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、締切日必着とします。

（2）提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールで以下まで提出してください。

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

FAX 0772-46-2851

E-mail zaisan@town.yosano.lg.jp

（3）回答日時

質問受付から14日以内

（4）回答方法

質問への回答は、与謝野町ホームページに掲載し、個別には回答しません。なお、質

問書に対する回答をもって、募集要項の補完、追加及び修正とします。また、評価基準・評価体制に関する質問、掌握事項に関する質問及びインフラ配管図等、本来応募者が調べるべき事項、又は個々の企画提案により変わる建築指導や開発指導に関する質問の回答は行いません。

9 応募

(1) 提出書類

- ① 旧与謝小学校利活用事業民間提案申込書（様式第1号）
- ② 提案の基本事項（様式第2号）
- ③ グループ協議書（様式第3号）※必要に応じた提出
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 法人概要、事業経歴書及び事業例がわかる資料（パンフレット等）

(2) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）とします。

(3) 提出場所

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

(4) 応募期間

令和7年10月23日（木）から令和8年2月6日（金）

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、締切日必着とします。

(5) 留意事項

- ① 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 提出された書類は返却しません。
- ⑤ 申込みに要する費用は、応募者の負担とします。
- ⑥ 申込み後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を提出してください。
- ⑦ 提出書類は、与謝野町情報公開条例に基づく情報公開の請求により公開する場合があります。

10 事前相談・現地調査

(1) 事前相談

提案内容の検討に当たって、事前相談を受け付けます。事前相談を希望する場合は、応募の際に提出する旧与謝小学校利活用事業民間提案申込書（様式第1号）にその旨を

記入いただくとともに、方法、希望日等を記入してください。後日、本町担当者から相談日等について連絡をさせていただきます。

事前相談の有無は提案の審査に影響を及ぼしませんが、民間提案制度の趣旨及び本町の課題の情報共有や関係性構築の観点からも、事前相談の期間を積極的に活用ください。

なお、事前相談は、事業者の知的財産保護の観点から事業者ごとに個別に実施し非公開としますが、事前相談の内容が「民間提案制度に関する事項」の場合は与謝野町ホームページで質問及び回答の内容を公表し、回答をもって、募集要項の補完、追加及び修正とします。「提案内容に関する事項」の場合は提案内容の知的財産を保護するため、質問者宛に個別に回答します。

(2) 現地調査

提案書類作成のため現地調査を受け付けます。現地調査を希望する場合は、旧与謝小学校利活用事業民間提案申込書（様式第1号）にその旨を記入してください。後日、本町担当者から日程等について連絡をさせていただきます。

なお、現地調査は、施設の管理に支障とならない範囲で行うこととします。

(3) 受付期間

令和7年10月23日（木）～令和8年2月20日（金） ※応募書類受付後随時

※ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除きます。

11 提案の受付

(1) 受付

応募書類受付後、企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）からの提出書類を受け付けます。

○受付方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）とします。

○受付場所

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1

与謝野町役場 本庁舎 総務課 財産活用・契約室

○受付期間

令和7年10月23日（木）から令和8年3月6日（金）

※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、締切日必着とします。

(2) 提出書類

① 提案概要（様式第6号）

② 企画提案書（様式第7号）

- ア 提案趣旨書（様式第 8 号の 1）
- イ 事業計画書（様式第 8 号の 2）
- ウ 資金計画書（様式第 8 号の 3）
- エ 収支計画書（様式第 8 号の 4）
- オ 施設活用計画図（様式第 8 号の 5）
- カ 不動産賃借申出価格調書（様式第 8 号の 6）
- ③ 会社・法人の登記事項証明書
- ④ 町税納税証明書（市区町村で発行する滞納がない証明）
- ⑤ 消費税等納税証明（その 3 の 2 またはその 3 の 3 未納税額がない証明）
- ⑥ 過去 3 カ年の決算関係書類（財務 4 表）

※設立 3 年未満の場合は、設立から提案時点までのもの

（3）提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類の返却は行いません。
- ② 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとします。
- ③ 与謝野町情報公開条例に基づき、情報公開請求により提案概要のみを公開対象とし、公開することがあります。ただし、契約締結に至った場合には、契約書の内容となった部分についても公開の対象となることがあります。

12 提案の審査

（1）参加資格の審査

- ① 提案者が「5 応募条件」に記載の条件等を満たしているか審査を行います。
- ② ①と併せて、提案書類の内容が「4 施設活用方針及び貸付条件」に記載の条件を満たしているか書類審査します。
- ③ 審査の結果、①及び②の要件を満たしていることが確認された提案を有効提案とし、提案者に対して参加資格審査結果通知書により審査結果を通知します。
- ④ 有効提案となった提案を提出した者に対しては、③の通知と併せて提案審査の日程等を通知します。
- ⑤ 審査の結果、有効提案とならなかった提案者に対しては、参加資格審査結果通知書により審査結果を通知しますが、審査結果の異議申し立てには応じません。

（2）提案の審査

- ① （1）参加資格の審査において有効提案となった提案について、審査委員会において、「13 審査基準及び判断基準」、「（1）審査基準」の表に記載する「Ⅰ 資格要件」を満たしていることを確認したうえで、「Ⅱ 選定基準」に基づき審査を行います。
- ② 審査にあたっては、提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- ③ プレゼンテーション及びヒアリングを行い、「Ⅱ選定基準」に基づいて審査委員会委員（以下委員という。）の採点の平均点（少数第2位を切捨て）が最も高い提案をした者を優先交渉権者、次点の提案をした者を次順位交渉権者として選定します。
- ④ 総合点数が同点の場合は、審査委員との協議の上、審査委員長が優先交渉権者を選定します。
- ⑤ 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定には配点合計の6割以上の得点を必要とすることとします。
- ⑥ 応募者が1名しかなかった場合、応募者が行った提案が配点合計の6割以上の得点を獲得した場合は、その者を優先交渉権者として選定します。

（3）審査結果の公表・通知

提案の審査の結果については、以下の事項について町ホームページで公表するとともに、応募者の審査結果について応募者ごとに個別に郵送にて通知します。

なお、審査結果の異議申し立てには応じません。

○公表事項

- ①優先交渉権者：事業者名称・事業内容・評価点数
 ②優先交渉権者以外の者：評価点

13 審査基準及び判断基準

（1）審査基準

審査項目		評価内容	判定/配点
I 資 格 要 件	応募資格	本要項の条件を満たしているか	適・否
Ⅱ 選 定 基 準	（1）地域貢献等	地域活性化、地域の賑わい創出又は災害時の支援等地域貢献につながる事業であるか	3 0
	（2）地域との調和等	地域への安全・環境等に対する配慮・対策がとられているか	2 0
	（3）実現性・経営の安定性等	提案内容に無理がなく、契約期間中において持続的・安定的に事業実施を行うことができるか	2 0
	（4）法令適合性、リスク管理等	民間活力等の導入に当たって支障となる事項はないか	2 0
	（5）賃料、財政負	賃料収入や維持管理費の軽減により本	1 0

	担軽減等	町の財政負担の軽減に大きくつながるか	
合計			100

(2) 評価点の判断基準

① (1)、(2)、(3)、(4) の評価方法

審査項目に係る評価の判断基準	評価	得点の算出方法
実施内容が優れている	A	配点×1.00
実施内容がやや優れている	B	配点×0.75
実施内容が標準的である	C	配点×0.50
実施内容がやや劣っている	D	配点×0.25
実施内容が劣っている（加点水準に達していない）	E	配点×0.00

② (5) 賃料、財政負担軽減等の評価方法

評価基準のうち、【賃料、財政負担軽減等】については、客観的に評価が行えるため、以下のような算定に基づいて評価します。

【価格点＝満点（10点）×（申出価格÷全提案者中の最高申出価格）】

※1 例：価格点：8.3点＝10点×（2,000,000円／2,400,000円）

※2 評価点の端数処理については、小数点第2位を切り捨てることとします。

14 基本協定の締結・詳細協議

(1) 基本協定の締結

町は、優先交渉権者決定通知後30日以内に優先交渉権者と協定を締結したうえで提案内容の具体化に向けた協議を開始することとします。

(2) 事業化に向けた協議

① 町と優先交渉権者は、提案内容を基に具体化に向けて協力して詳細協議や必要な手続き等を行います。

② 協定締結後1年以内に協議が成立（双方が合意）に至った場合、優先交渉権者を活用事業者とします。

(3) 協議における留意事項

① 協議は、原則として優先交渉権者が行った提案の範囲内で行います。

② 協議に係る費用は、優先交渉権者の負担とします。

③ 協議の結果は、与謝野町ホームページで公表します。

ア 協議が成立した場合は、「案件名・事業者名・提案概要」を公表します。

イ 協議が成立しなかった場合は、「案件名・事業者名・提案概要・協議が成立しなかった理由」を公表します。

④ 本要項に基づく民間提案制度は、解除条件付の募集であり、優先交渉権者との協議が成立した場合においても、事業実施に係る議案が議会で承認されない場合や地元

との調整がつかない場合等、本町を取り巻く環境・状況の変化等により提案事業が実施できなくなった場合には、提案内容は具体化されません。その場合であっても、提案事業検討のために要した経費については、事業者の負担とし、町は補填を行います。

15 契約手続

(1) 契約締結

協議成立後、提案事業の実施について活用事業者と随意契約を締結します。

(2) 契約の時期

町と活用事業者は、次に定める時点において契約を締結します。

- ① 町議会による議決が必要な場合は、議案の提出までの時点。ただし、締結は仮契約とし、当該議案が成立したとき、本契約としての効果を有します。
- ② 町議会による議決が不要な場合は、協議が成立した時点。

(3) 事業実施

活用事業者は、原則、契約期間初日から6カ月以内に施設改修等に着工し、責任をもって提案内容を履行することとします。

16 問合せ先

不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1

電話 0772-43-9010 FAX 0772-46-2851

E-mail zaisan@town.yosano.lg.jp